

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律
規制の名称	事業主に対する育児休業の取得の状況についての公表の義務付けの拡充
規制の区分	改正（拡充）
担当部局	雇用環境・均等局職業生活両立課
評価実施時期	令和6年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大することとする。</p> <p>現状では、社会全体として男性が育児休業を取得することが一般的であるとはいえず（令和4年の男性の育児休業取得率は17.13%）、取得を希望しても取得できない者が一定数いる。現在、こども未来戦略において、男性の育児休業取得率について、令和7（2025）年に30%とするよう設定されていた政府目標を50%に引き上げるとともに、令和12（2030）年に85%とするよう設定されたことから、令和12年の男性の育児休業取得率に反映される令和10年に向け、より多くの企業での男性の育児休業取得率の増加に向けた早急な対応が求められている。</p> <p>当該政府目標の大幅な引上げを勘案すれば、企業規模が小さい場合にも、各企業の自発的な取組を促すことは一定規模以上の大企業と同様に重要であり、当面の間は、より多くの企業において男性の育児休業の取得促進に向けた取組を一層促進し、男女間の差を解消していく必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 事業所内の人事担当者が事業所内において出産した者又は配偶者が出産した者及び育児休業を取得した者の数を集計し、育児休業取得率を算出するための人件費が生じる。</p> <p>【行政費用】 国において、当該制度について事業主に周知するための費用が発生することとなる。また、法令違反を行った事業主に対して助言、指導、勧告等を行うための費用が発生することとなる。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p>規模の大きい企業のみならず小さい企業においても育児休業の取得率の公表が促され、ひいては企業自ら積極的な取組を進めていくという社会的な機運が醸成され、男性の育児休業の取得も促進されることが期待される。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p>
費用と効果（便益）の把握	<p>事業主に一定の費用負担が生じるものの、育児休業の取得率の公表が促され、ひいては企業自ら積極的な取組を進めていくという社会的な機運が醸成され、男性の育児休業の取得も促進されることが期待されることから、本規制の内容は適当と判断する。</p>
代替案との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代替案としては、常時雇用する労働者数が300人超の事業主について、育児休業の取得の状況の公表を努力義務とすることが考えられる。</li> <li>○ この場合、努力義務への対応が各企業に委ねられることになり、取組の実施に事業者間で差が生じ、その効果が限定されることとなる。</li> <li>○ このことから、代替案と比べ、改正案が妥当であると考えられる。</li> </ul>

<p>その他の関連事項</p>	<p>○ 労働政策審議会建議「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」(令和5年12月26日第66回労働政策審議会雇用環境・均等分科会)において、次のとおり記載されている。</p> <p>I はじめに (略)</p> <p>○ こうした状況を受けて、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)には、「共働き・共育ての推進」として、男性の育児休業取得率を2025年に50%、2030年に85%とする目標及び「男性育休の取得促進」や「育児期を通じた柔軟な働き方の推進」といった内容が盛り込まれている。 (略)</p> <p>II 必要な措置の具体的内容 2 仕事と育児の両立支援制度の活用促進 (2) 育児休業取得状況の公表</p> <p>○ 男性の育児休業の更なる取得促進のため、常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に義務付けられている男性の育児休業取得率の公表義務の対象を拡大し、300人超の事業主にも公表を義務付けることが適当である。</p> <p>○ 規模の小さい企業では育児休業の対象者となる男性労働者数が少ない場合があるため、厚生労働省で運営するウェブサイト「両立支援のひろば」において説明欄を設けるとともに、当該説明欄や企業のウェブサイトにおいて公表時に社内の状況に関する説明ができる旨周知することが適当である。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>